

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

令和 7 年 4 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）別表第 11 に掲げる免許職種

2 試験の科目

学科試験（指導方法）

区分	科目
全職種共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者又は規則第 45 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に該当する者のうち、規則第 46 条の規定により実技試験の全部及び学科試験（関連学科）の全部が免除となる者

(2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

4 試験の期日及び場所

令和 7 年 7 月 8 日（火曜日）

多久市多久町 7183 番地 1 佐賀県立産業技術学院 視聴覚教室

※天災地変その他やむを得ない事由により、上記期日に実施できなかった場合の予備日を令和 7 年 7 月 17 日（木曜日）としています。

5 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書（写真は、申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。）

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書面

エ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当することを証する書面

(2) 受験手数料

3,100 円（学科試験）

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんので御注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県産業労働部産業人材課 スキルアップ担当（新館9階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

(4) 受験申請書類の提出期間

令和7年5月1日（木曜日）から同年6月11日（水曜日）までとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。令和7年6月11日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を審査し、受験資格を認めたときは、後日受験票を本人に送付します。

6 合格発表

合格者の受験番号を令和7年7月18日（金曜日）（予備日実施の場合、同月28日（月曜日））に佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、合格者については合格証書を郵送します。

7 試験結果の情報提供

受験者は、以下の内容について口頭で情報の提供を受けることができます。受験者本人が受験票を持参の上、情報提供を受けることができる場所へおいでください。

なお、電話での情報提供はできませんので御注意ください。

情報提供を受けることができる人	情報提供の内容	情報提供を受けることができる期間	情報提供を受けることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点	合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）	産業労働部産業人材課

8 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、以下の場所において配布します。

ア 佐賀県産業労働部産業人材課

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7130

イ 佐賀県立産業技術学院

多久市多久町7183番地1

電話番号 0952-74-4330

ウ 佐賀県職業能力開発協会

佐賀市成章町1番地15

電話番号 0952-24-6408

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、宛先を明記の上、180円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル程度））を同封し、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県産業労働部産業人材課に申し込んでください。

- (2) 受験手続について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課スキルアップ担当（電話番号0952-25-7130）に問い合わせてください。